

令和元年台風第19号を踏まえた
今後の治水対策の在り方検討会
設立趣意書

令和2年2月12日

令和元年台風第19号では、平成27年関東・東北豪雨からわずか4年で、それを上回る観測史上最大の降水量を記録し、県内の広い範囲において甚大な被害が発生した。

気象変動の影響による豪雨災害の頻発化・激甚化に対応するためには、ハード・ソフトが一体となった治水対策の更なる強化が必要である。

このことから、近年の降雨状況や今回の被災状況等を踏まえ、洪水被害の防止・軽減に向けた、本県としての治水対策の在り方を検討するため、有識者、学識経験者より意見を聴く場として検討会を設置するもの。

令和元年台風第19号を踏まえた今後の治水対策の在り方検討会 設置要綱

(目的)

第1 令和元年台風第19号では、平成27年関東・東北豪雨からわずか4年で、それを上回る観測史上最大の降水量を記録し、県内の広い範囲において甚大な被害が発生した。気象変動の影響による豪雨災害の頻発化・激甚化に対応するためには、ハード・ソフトが一体となった治水対策の更なる強化が必要である。

このことから、近年の降雨状況や今回の被災状況等を踏まえ、洪水被害の防止・軽減に向けた、本県としての治水対策の在り方を検討するため、有識者、学識経験者より意見を聴く場として「令和元年台風第19号を踏まえた今後の治水対策の在り方検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 検討会は次の事項について、意見聴取を行うものとする。

(1) 今後の治水対策の在り方に関すること。

(構成)

第3 検討会は、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(座長)

第4 検討会に座長を置く。

2 座長は、会議の進行を行う。

(事務局)

第5 会議の事務局は、宮城県土木部河川課に置く。

(検討会の招集)

第6 検討会は、事務局が招集する。

2 事務局は検討会の内容に応じて、構成員以外の者を招集することができる。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年2月12日から施行する。

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

近年の降雨状況を踏まえた
今後の治水対策の在り方検討会 構成員

別紙

	氏名	所属	専門
1	た なか ひとし 田中 仁	東北大学大学院工学研究科 教授	河川
2	かざま そう 風間 聡	東北大学大学院工学研究科 教授	河川
3	さとう しょうすけ 佐藤 翔輔	東北大学 災害科学国際研究所 准教授	情報
4	み と べ ゆうた 三戸部 佑太	東北学院大学工学部環境建設工学科 准教授	水害
5	はしもと まさかず 橋本 雅和	東北大学 災害科学国際研究所 助教	河川
6	とうげ よしや 峠 嘉哉	東北大学大学院工学研究科 助教	河川

検討会の内容・スケジュール

■ 計3回の検討会を予定。令和2年9月を目標に、「治水対策の在り方」をとりまとめる。

